8 短期入所生活介護費

基本部分				注			注	注	注		注		注	注	注	注	注	
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	又は 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	緊急短期入所体制確保加算	緊急短期入所受入加算
イ 短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1（ 645 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	＋12単位	＋4単位	＋8単位	＋13単位	＋200単位（7日間を限度））	＋120単位	片道につき＋184単位	＋40単位	＋60単位（7日間を限度）
			要介護2（ 715 単位）													
			要介護3（ 787 単位）													
			要介護4（ 857 単位）													
			要介護5（ 926 単位）													
		(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1（ 718 単位）													
			要介護2（ 787 単位）													
			要介護3（ 858 単位）													
			要介護4（ 927 単位）													
			要介護5（ 995 単位）													
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1（ 609 単位）													
			要介護2（ 679 単位）													
			要介護3（ 751 単位）													
			要介護4（ 821 単位）													
			要介護5（ 890 単位）													
		(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1（ 682 単位）													
			要介護2（ 751 単位）													
			要介護3（ 822 単位）													
			要介護4（ 891 単位）													
			要介護5（ 959 単位）													
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜ユニット型個室＞	要介護1（ 747 単位）								＋18単位					
			要介護2（ 817 単位）													
			要介護3（ 890 単位）													
			要介護4（ 960 単位）													
			要介護5（ 1,029 単位）													
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜ユニット型準個室＞	要介護1（ 747 単位）													
			要介護2（ 817 単位）													
			要介護3（ 890 単位）													
			要介護4（ 960 単位）													
			要介護5（ 1,029 単位）													
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜ユニット型個室＞	要介護1（ 711 単位）													
			要介護2（ 781 単位）													
			要介護3（ 854 単位）													
			要介護4（ 924 単位）													
			要介護5（ 993 単位）													
		(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜ユニット型準個室＞	要介護1（ 711 単位）													
			要介護2（ 781 単位）													
			要介護3（ 854 単位）													
			要介護4（ 924 単位）													
			要介護5（ 993 単位）													

ハ 療養食加算	（1日につき 23単位を加算）	
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合	（1日につき 421単位を加算）
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合	（1日につき 417単位を加算）
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合	（1日につき 413単位を加算）
	(4) 看護体制加算を算定していない場合	（1日につき 425単位を加算）
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	（1日につき 12単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1日につき 6単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1日につき 6単位を加算）
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき ＋所定単位×25／1000）
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき ＋(1)の90／100）
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	（1月につき ＋(1)の80／100）

注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目